

関東防災連絡会新規参加機関について

関東防災連絡会に下記機関を新規参加機関として迎えたいと考えております。9都県5政令市についてはオブザーバーとして会議に参加して頂いておりましたが、新たに会員となって頂くことにより、更なる連携を図ります。

1. 社団法人 日本建設業連合会 関東支部

- ・災害時の活動（大規模災害時に道路啓開や応急復旧作業を実施）、関東地方整備局と災害時の応急対応協定締結。
- ・各機関の応急復旧や人流物流などの情報を共有することにより、緊急輸送路の道路啓開について、迅速かつ適切な実施が図れる。

2. 関東沿海海運組合

- ・旅客船関係の機関（関東旅客船協会）には参加をして頂いているが、貨物船関係の機関については参加がないのが現状。災害時の物資輸送の観点からも連絡会で連携することは重要。

3. 9都県、5政令市

（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市）

- ・各機関情報を共有し、対応を連携することで防災初動期から災害時活動がより迅速かつ適切に対応できる。都県政令市の地域防災計画に基づき行う防災対応を推進、補完。

新規参加予定機関 委員及び幹事

機関名	社団法人 日本建設業連合会 関東支部
委員	関東支部長 台 和彦
幹事	事務局長 荒井 正美

機関名	関東沿海海運組合
委員	理事長 小比加 恒久
幹事	専務理事 中澤 恒夫

9都県、5政令市については調整中

関東防災連絡会 運営要領（改定案）

（目的）

第1条

首都直下地震をはじめとする広域かつ大規模な災害が発生したとき、防災関係機関による連携した災害対応を効果的に推進できるよう、災害時等における防災関係の行政機関及び公共機関（団体）の災害対策に関する情報の共有及び施策の連携、調整を行うことにより、国民の生命・身体及び財産の保護に資することを目的とする。

（構成）

第2条

関東防災連絡会（以下「連絡会」という。）は、関東甲信地域の防災に関わる機関（別表。以下、「会員」という。）をもって構成する。なお、会員の同意により新たに会員を追加することができる。

2 連絡会には、必要に応じ別表以外の関係者の出席を求めることができる。

（組織）

第3条

連絡会には、会長及び副会長を置くものとし、会員の互選により選出する。なお、任期は2年間とし再任は妨げないものとする。

（活動内容）

第4条

連絡会においては次の各号に掲げる事項について活動する。

- 一 各機関が保有する情報の提供、及び各機関が実施している防災対策に関する意見交換
- 二 災害の未然防止、被害拡大防止及び復旧に向けた連携方策
- 三 各機関で実施している訓練への相互参加
- 四 その他、上記一号から三号までに関連する事項

（幹事会）

第5条

連絡会の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。なお、幹事会は、各機関が指名する者をもって構成する。

（事務局）

第6条

連絡会の事務は、関東地方整備局企画部及び関東運輸局総務部において処理する。

附則

（施行期日）

第1条

この運営要領は、平成23年10月27日から運用する。

この運営要領は、平成24年8月3日より改定運用する。

別表

警察庁 関東管区警察局	千葉県
総務省 関東総合通信局	東京都
経済産業省 関東経済産業局	神奈川県
原子力安全・保安院 関東東北産業保安監督部	山梨県
国土交通省 関東地方整備局	長野県
国土交通省 関東運輸局	さいたま市
国土交通省 東京航空局	千葉市
国土地理院 関東地方測量部	横浜市
気象庁 東京管区気象台	川崎市
海上保安庁 第三管区海上保安本部	相模原市
環境省 関東地方環境事務所	
陸上自衛隊 東部方面総監部	
東日本高速道路株式会社 関東支社	
中日本高速道路株式会社 東京支社	
中日本高速道路株式会社 八王子支社	
首都高速道路株式会社	
東日本旅客鉄道株式会社	
東海旅客鉄道株式会社	
日本貨物鉄道株式会社	
一般社団法人 日本民営鉄道協会	
関東地区バス保安対策協議会	
関東地区ハイヤー・タクシー協議会	
社団法人 全国個人タクシー協会 関東支部	
関東トラック協会	
関東旅客船協会	
関東倉庫協会連合会	
東京電力株式会社	
一般社団法人 日本ガス協会 関東中央部会	
一般社団法人 日本コミュニティーガス協会 関東支部	
関東液化石油ガス協議会	
全国石油商業組合連合会 関東支部	
東日本電信電話株式会社	
株式会社NTTドコモ	
KDDI株式会社	
ソフトバンクモバイル株式会社	
社団法人 日本建設業連合会 関東支部	
関東沿海海運組合	
茨城県	
栃木県	
群馬県	
埼玉県	